

Title	海賊行為の法律的研究(Abstract_要旨)
Author(s)	飯田, 忠雄
Citation	Kyoto University (京都大学)
Issue Date	1969-01-23
URL	http://hdl.handle.net/2433/213020
Right	
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

【 18 】

氏名	飯田忠雄 いいだただお
学位の種類	法学博士
学位記番号	論法博第22号
学位授与の日付	昭和44年1月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	海賊行為の法律的研究

論文調査委員 (主査) 教授 平場安治 教授 田畑茂二郎 教授 杉村敏正

論文内容の要旨

この論文は、国家権力行使の空白地帯に生じる暴力的犯罪行為である海賊行為鎮圧についての国際的協力と国家裁判権による処罰の法の総合的研究を試みたものである。

序説及び三編ならびに結論、附論からなり、本論たる三編及び結論はそれぞれ数章に分れている。なお、巻末には資料、文献目録が収録されており、全体として B5 版466頁に及んでいる。序説では、「海賊行為の現代的関心」と題して、1958年の海洋法会議において、公海に関する条約が採択され、これに伴い、公海上の海賊行為に対する警察権の行使及び刑罰権の行使について国内法的根拠を設ける必要が生じたこと、そのためには、海賊行為の法の研究が必要になったことをのべている。

本論第一編は、「海賊行為の法」と題されているが、そこでは、主として、現在に至るまでの海賊行為及びそれに対処する法的態度を、時代順にまた比較法的に論じている。即ち、その第一章は、「海賊行為とその法の発達の歴史的概観」として、古代ギリシアから20世紀に至るまでの海賊の盛衰、海賊形態の変遷及び海賊に対する斗争の仕方を概観し、その第二章は「イギリスにおける海賊行為処罰法の発展」と題して、海賊行為の処罰及び没収が海事裁判所から普通裁判所に移された点、海賊打捕免許の制度の発達、捕獲船舶及び捕獲財産の処分、国際法上の犯罪たる海賊行為を国内法的にも犯罪とすることによって属地主義との調和を計ったことなど、海賊行為の法の発展に果たしたイギリスの役割を述べる。その第三章は「世界各国の国内立法における海賊行為の処罰法」と題し、アメリカ合衆国、フランス、イスパニア、ポルトガル、フィリピン、オランダ、アルゼンチン、チリ、中華民国、ドイツ共和国について紹介している。そこでは、国際法上の海賊行為を国内法上の海賊罪の構成要件とする英米法と、両者の間に一部食いちがいのあるラテン系諸国、及び国内法において特別の海賊罪の規定を設けず、それを構成する強盗その他個々の構成要件で罰すべきものとするドイツその他北歐型が区別される。第四章は、「国際法における海賊行為」と題し、国際法上、海賊行為が問題となるのは、公海における海上警察の必要であり、旗国主義の補充として、国際海上警察組織を設ける必要があるという認識を出発点として、海賊行為に対する国際慣

習法の発達を論じ、各国の艦隊司令長官の発した海賊捕獲命令に基づく行為を諸国家が是認することにより、海賊船舶捕獲の国際慣習法が生じたとし、それが更に逮捕の国際的責務に発達し、嫌疑による臨検の法に広げられたことと関係して無国旗船舶の問題が生じ、さらに戦時国際法や反乱国体との関係が問題となり、又奴隷売買や、海底電線破壊の海賊類似行為の問題もあり、条約の時代に入り、ワシントン宣言、ロンドン条約と議定書、ニヨン協定そして公海に関する条約により成文化された経過を示している。

第二編は「海上警察法における海賊行為」と題されているが、その実は、国際法上の海賊行為の定義を取り扱った第一章と国際法上許された鎮圧手段を論じている第二章とからなる。まず、第一章は、国際法学者による海賊行為の定義を紹介し、次いで公海に関する条約における海賊行為の定義を分析し、その客観的構成要件と主観的構成要件を論じ、とくに、海賊行為の主体における「私的目的」との関係で、国家による海賊行為を認める余地を示唆している。第二章では海賊行為の鎮圧と捜査につき、国際法上の許容と国内法上の限界を論じている。

第三編は、「海賊行為の刑事法的原理」と題して、海賊行為の国内処罰の問題を、国際法上の海賊行為が主として海上警察的目的に出るのに対し国内法上の海賊罪が刑事責任的考慮に貫かれていることの矛盾とその解決に力が注がれている。先ず、第一章「海賊行為の国際刑法上の地位」については、属地主義、積極的、消極的属人主義のいずれによっても処罰権限のない海賊の処罰根拠は代理刑罰権の法理による外はなく、罪刑法定主義との関連上本国法の限度で処罰されるべきことを主張する。第二章「国際法上の海賊行為の刑法的構成要件」では、公海に関する条約による海賊行為を国内法的に構成要件化するならば、どのような構成要件要素を含まれなければならないかを論じ、その前提のもとに、国内刑法的理論を適用していくとどのような解釈的結論が得られるかを同章及び第三章「海賊行為の違法構成要件」第四章「海賊行為の責任」で論じている。つづいて第五章では「海賊行為の処罰」が、第六章では「海賊行為に関する裁判」が論じられている。

結論と称する個所では、「海賊行為の法についての問題点と提案」として、戦争犯罪法理の導入による海賊行為概念拡大の提案、船舶から船舶に対して実行される個人法益侵害行為に対する海賊行為法適用とその限界に対する提案として、公海上の船舶衝突問題を主として取り上げる。さらに国際刑事裁判所による海賊裁判の提案と改正刑法準備草案の規定を批判し、刑法改正についての提案が行われている。

論文審査の結果の要旨

海賊行為の法律的研究は、従来、主として国際法の領域で行なわれていたが、この問題を正面から取り上げ、包括的に行なわれた研究は、きわめて稀であったといってよい。まして、国内刑法的に海賊罪を研究の対象としたものは、わが刑法が海賊罪を設けていないこととも関係して皆無であった。しかし、改正刑法準備草案が、その343条において海賊罪を規定することを提案し、刑法に世界主義的原理が導入されると共に、この問題は、今後議論を呼ぶものと考えられる。

このような状況の中で、この論文は、海賊行為についてのあらゆる問題を取り上げ、且つ歴史的にも、比較法的にも充分の資料を提供したもので、海賊行為の法律的研究として画期的なものと認められる。

よって、本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。